

倉敷市畦畔除去補助金について



1 事業の概要

(1) 補助金の目的・趣旨

貸借等により農地(水田)を耕作する農業者(法人を含む)が、当該農地所有者の同意を得て行う畦畔除去を支援し、農地の区画拡大による耕作条件の改善につなげることで、担い手への農地集積・集約化を促進するものです。

(2) 交付対象者

・次の要件を全て満たす者とします。

- ①畦畔除去後に畦畔を介して隣接していた2筆以上の農地を5年間以上耕作する意思を有する農業者であること。
- ②交付申請時において、補助対象農地に対して権利を有する農業者であること。

<留意事項>

・「権利を有する」とは次のいずれかに該当するものとします。

ア 賃借権、使用貸借権、又は所有権を有すること

(交付申請の段階において、賃借権、使用貸借権の設定・移転又は所有権の移転手続きに係る申出書等の必要書類が本市農業委員会事務局に受理されており、権利を有することが確実であると見込まれる場合を含みます。)

イ 特定農作業受委託契約を締結していること

(3) 補助対象事業

・本市の農業振興地域内(市街化調整区域内)の隣接する2筆以上の農地の境界に存する畦畔を、当該農地所有者の同意を得て、除去する事業とします。

<留意事項:補助対象外となる場合>

- ・隣接する2筆以上の農地のいずれもが交付対象者の自己所有地である場合は対象外とします(ここでの自己所有地には交付対象者と同一世帯の者の所有地を含みます)。
- ・「畦畔除去後の1区画」(以下「区画」という。)の面積が20a未満である場合は対象外とします。

(4) 補助金額(定額)・上限額

■補助金額 2.5万円/10a(千円未満切り捨て) ■上限額 10万円/年度

<留意事項>

・補助金額は、区画ごとに1a未満を切り捨てた面積を用いて計算します。

例) 隣接する2筆の農地(①9.57a、②11.41a)の畦畔を除去した結果、区画拡大により20.98aの農地となった場合 → $20a \times 2.5万円 / 10a = 5.0万円$

・補助金申請総額が予算額に到達しない限り、同一年度内に交付される補助金の合計額が10万円に満つる

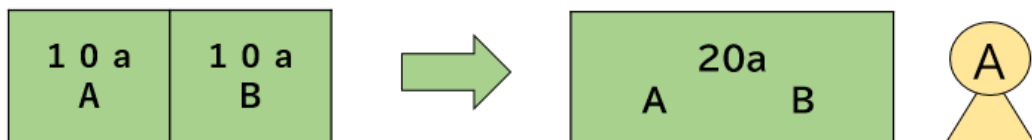
まで複数回に分けて申請できます。

- ・畦畔を介して隣接する2筆以上の農地のいずれかが、過去(同一年度内であるとないとにかかわらず)に本事業の対象となっている場合は、当該農地の面積を除いて補助金額を計算します。

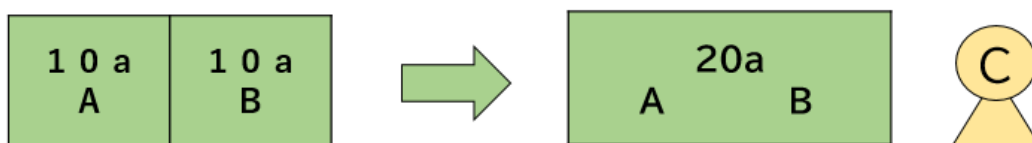
■活用イメージ図

1 補助対象(○)の例

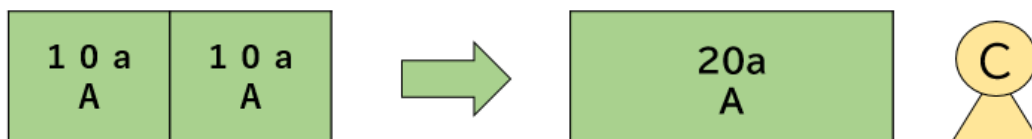
- ① A、Bの農地を畦畔除去後にAが耕作する場合



- ② A、Bの農地を畦畔除去後にCが耕作する場合



- ③ Aの農地を畦畔除去後にCが耕作する場合



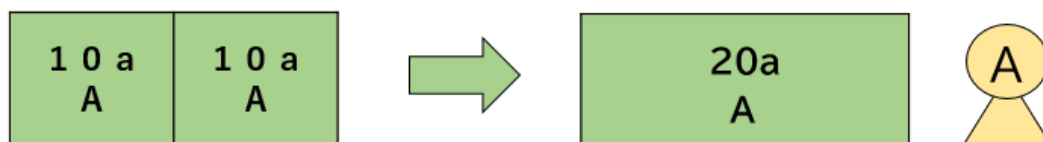
補助金の額 2.5万円/10a 上限額10万円/年度

例)上記①～③の場合 $20a \times 2.5\text{万円}/10a = 5\text{万円}$

2 補助対象(×)の例

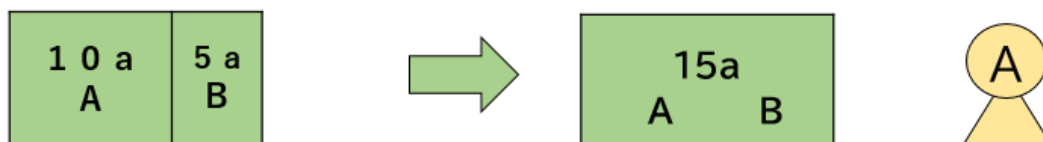
- ① 自己所有地のみを対象とした整備

- ・ Aの農地を畦畔除去後にAが耕作する場合



- ② 畦畔除去後の1区画の面積が20a未満の場合

- ・ A、Bの農地を畦畔除去後にAが耕作する場合



2 補助金交付までの流れ ≪R7年度事業のスケジュール≫

①事前申込	【受付期間】 令和7年7月1日(火)～令和7年9月5日(金) ※事前申込をご検討の方は、申込前に農林水産課(窓口・又は 電話:086-426-3425)までご相談ください。
②抽選	・事前申込額が予算額を超えた場合、事前申込期間終了後に 「抽選」を行います(当選落選に関わらず申込結果を通知)。
③交付申請	【受付期間】 申込結果通知後～
④審査・交付決定	・交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付が受けられ ません。
⑤事業実施	
⑥実績報告	【提出期限】 令和8年3月9日(月)
⑦審査・現地調査等	
⑧補助金請求	【提出期限】 令和8年3月23日(月)
⑨補助金交付	

<留意事項>

- ・抽選会は透明性の確保のため公開で行いますが、抽選は公平を期すために職員が行います。開催日時・会場等の詳細は、申込者全員へ通知します。
なお、抽選会当日、会場にお越しになるか否かは当選に関係ありません。
- ・事前申込時に記載した補助金額を、交付申請時に増額することはできません。
- ・事前申込結果(当選)をもって、事前申込時に記載した補助金額での交付決定が確約されるものではありません。

3 主な提出書類

(1) 事前申込

- ・採択申請書
(添付書類)
- ・事業計画書

(2) 交付申請

- ・交付申請書
(添付書類)
- ① 事業計画書

- ② 現況写真
- ③ 事業実施位置図(除去する畦畔の箇所を色塗りしたもの)
- ④ 農地所有者の畦畔除去に係る同意書※の写し
(補助対象農地について、申請者が所有権を有していない場合)
※畦畔除去後5年間は、除去した畦畔の復旧を求めないことについても同意
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

(3) 実績報告

- ・ 実績報告書

(添付書類)

- ① 事業実績書
- ② 補助対象事業の実施が確認できる写真
- ③ その他市長が必要と認める書類

【担当課（書類提出先）】

倉敷市西中新田640

倉敷市農林水産課

電話：086-426-3425